

むつ市議会第190回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成18年12月7日(木曜日)午前10時開議

諸般の報告

第1 行政報告

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第2 議案第81号 むつ市本庁舎移転基本計画審議会条例
- 第3 議案第82号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第83号 財産の取得について
- 第5 議案第84号 指定管理者の指定について
(むつ市宮宮後牧野外4施設)
- 第6 議案第85号 指定管理者の指定について
(川内第一牧野外2施設)
- 第7 議案第86号 青森県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 第8 議案第87号 青森県消防補償等組合規約の全部変更について
- 第9 議案第88号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合の解散について
- 第10 議案第89号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について
- 第11 議案第90号 市道路線の廃止について
- 第12 議案第91号 市道路線の認定について
- 第13 議案第92号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第14 議案第93号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第15 議案第94号 平成18年度むつ市一般会計補正予算
- 第16 議案第95号 平成18年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第17 議案第96号 平成17年度むつ市一般会計歳入歳出決算
- 第18 議案第97号 平成17年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第19 議案第98号 平成17年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算
- 第20 議案第99号 平成17年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第21 議案第100号 平成17年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第22 議案第101号 平成17年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第23 議案第102号 平成17年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算
- 第24 議案第103号 平成17年度むつ市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第25 議案第104号 平成17年度むつ市用地造成事業会計決算
- 第26 報告第24号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第27 報告第25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(平成18年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（56人）

| | | | | | | | | | |
|-----|----|---|----|---|-----|----|---|----|---|
| 1番 | 山 | 本 | 留 | 義 | 2番 | 白 | 井 | 二 | 郎 |
| 4番 | 堺 | | 孝 | 悦 | 5番 | 川 | 端 | 一 | 義 |
| 6番 | 川 | 下 | 八十 | 美 | 8番 | 菊 | 池 | 一 | 郎 |
| 9番 | 新 | 谷 | | 功 | 10番 | 濱 | 田 | 栄 | 子 |
| 11番 | 高 | 田 | 正 | 俊 | 12番 | 村 | 川 | 壽 | 司 |
| 13番 | 東 | | 健 | 而 | 14番 | 澤 | 藤 | 一 | 雄 |
| 15番 | 石 | 田 | 勝 | 弘 | 16番 | 富 | 岡 | 幸 | 夫 |
| 17番 | 杉 | 浦 | 守 | 彦 | 18番 | 柴 | 田 | 峯 | 生 |
| 19番 | 久保 | 田 | 昌 | 司 | 20番 | 横 | 垣 | 成 | 年 |
| 21番 | 工 | 藤 | 孝 | 夫 | 22番 | 大 | 澤 | 敬 | 作 |
| 24番 | 松 | 野 | 裕 | 而 | 25番 | 東 | 谷 | 正 | 司 |
| 26番 | 東 | 谷 | 良 | 久 | 27番 | 佐々 | 木 | 隆 | 徳 |
| 28番 | 立 | 石 | 政 | 男 | 29番 | 竹 | 本 | | 強 |
| 30番 | 坂 | 井 | 一 | 利 | 31番 | 福 | 永 | 忠 | 雄 |
| 32番 | 板 | 井 | 磯 | 美 | 33番 | 飛 | 内 | 賢 | 司 |
| 36番 | 徳 | | | 誠 | 37番 | 佐々 | 木 | | 肇 |
| 38番 | 鎌 | 田 | ちよ | 子 | 39番 | 菊 | 池 | 広 | 志 |
| 40番 | 野 | 呂 | 泰 | 喜 | 41番 | 杉 | 浦 | | 洋 |
| 42番 | 千 | 賀 | 武 | 由 | 43番 | 目 | 時 | 睦 | 男 |
| 44番 | 田 | 高 | 利 | 美 | 45番 | 澤 | 田 | 博 | 文 |
| 46番 | 菊 | 池 | | 清 | 47番 | 柏 | 谷 | | 均 |
| 48番 | 工 | 藤 | 清四 | 郎 | 49番 | 服 | 部 | 清三 | 郎 |
| 50番 | 杉 | 本 | 清 | 記 | 51番 | 慶 | 長 | 徳 | 造 |
| 52番 | 佐 | 藤 | | 司 | 54番 | 牛 | 滝 | 春 | 夫 |
| 55番 | 本 | 間 | 千佳 | 子 | 56番 | 半 | 田 | 義 | 秋 |
| 57番 | 坪 | 田 | 智十 | 司 | 58番 | 斉 | 藤 | 孝 | 昭 |
| 59番 | 中 | 村 | 正 | 志 | 60番 | 富 | 岡 | | 修 |
| 61番 | 川 | 端 | 澄 | 男 | 62番 | 宮 | 下 | 順一 | 郎 |

欠席議員（6人）

| | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|
| 3番 | 村 | 中 | 徹 | 也 | 7番 | 小 | 林 | | 正 |
| 23番 | 千 | 船 | | 司 | 34番 | 赤 | 松 | | 功 |
| 35番 | 田 | 澤 | 光 | 雄 | 53番 | 工 | 藤 | 直 | 義 |

説明のため出席した者

| | | | | | |
|-------------------|----|-----|--------------------|-----|-----|
| 市長 | 杉山 | 肅 | 助役 | 田頭 | 肇 |
| 収入役 | 田中 | 實 | 教育長 | 牧野 | 正藏 |
| 公営企業 管理業者 | 杉山 | 重一 | 代監査委員 | 菊池 | 十田夫 |
| 農委員 業会長 | 立花 | 順一 | 総務部長 | 齋藤 | 純 |
| 総務部 理事出納室長 | 西堀 | 敏夫 | 企画部長 | 渡邊 | 悟 |
| 民生部長 | 高橋 | 勉 | 保健福祉 部長 | 名久井 | 耕一 |
| 経済部長 | 佐藤 | 純一 | 建設部長 | 成田 | 豊 |
| 教育部長 | 宮下 | 孝信 | 教委事務 員育会局 理事 | 新谷 | 加水 |
| 公企業局 営長 | 小川 | 照久 | 監査委員 長 | 遠藤 | 雪夫 |
| 総務部長 | 千船 | 藤四郎 | 企画部長 | 工藤 | 武勝 |
| 民生部長 | 阿部 | 昇 | 選挙管理 委員局長 | 大芦 | 清重 |
| 農委員 事務局局長 | 村川 | 修司 | 総務部 課長 | 花山 | 俊春 |
| 企画課 部長 | 奥島 | 慎一 | 企画課 部長 | 下山 | 益雄 |
| 民生部 国民年金 課長 | 福島 | 利久 | 川所 内長 | 佐藤 | 吉男 |
| 大庁舎 所長 | 伴 | 邦雄 | 脇野所 長 | 船澤 | 桂逸 |
| 総務課 部長 | 鴨澤 | 信幸 | 総務係 長 | 吉田 | 真 |
| 総務部 課長 | 中野 | 敬三 | | | |

事務局職員出席者

| | | | | | |
|------|----|-----|-----------|----|----|
| 事務局長 | 小島 | 昭夫 | 次長 | 高田 | 文明 |
| 総括主幹 | 工藤 | 昌志 | 主幹 | 柳田 | 諭 |
| 庶務係長 | 金澤 | 寿々子 | 庶務係 主任 | 濱村 | 勝義 |

調査係
主事査
議事任
青 山 諭
葛 西 信 弘

議事係
主任任
赤 石 奈穂子

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（宮下順一郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は54人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（宮下順一郎） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

まず、昨日むつ市連合PTA、青少年育成むつ市民会議、むつ市子ども会育成会連絡協議会及びむつ地区スカウト協議会の4団体より、先日青森県が提示した下北少年自然の家の財政支援策を柱とする譲渡案をむつ市として受け入れてほしい旨の要望書がむつ市議会に提出されました。なお、当該要望書は、各議員に配布いたしております。

次に、本日この後、東京電力株式会社からの寄附採納願について及び下北少年自然の家に係る県からの提案及び今後の対応について、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

次に、けさほど市長から、今定例会に提出されております平成17年度主要施策の実績報告書の一部に誤謬訂正がありましたので、お手元に配布しております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

日程第1 行政報告

○議長（宮下順一郎） 日程第1 行政報告を行い

ます。

市長から報告を求めます。市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 初めに、東京電力株式会社からの寄附採納願についてご報告申し上げます。

このたび、12月4日付で東京電力株式会社から本庁舎移転整備事業に協力したいという趣意をもって12億円の寄附採納願の提出がありました。これは、寄附採納願の提出に先立ちまして、去る11月29日の東京電力株式会社の取締役会において、当市の本庁舎移転を支援するために寄附をする旨の決定がなされたものであります。

この寄附採納願を受けたことに伴い、本定例会の提案理由でご説明申し上げましたように、旧アークスプラザの土地及び建物の取得に係る財源を合併特例債から寄附金に組み替えするため、現在平成18年度むつ市一般会計補正予算を追加提案する準備を進めております。また、同補正予算において、残りの寄附金を公共施設整備基金に積み立てする予定としております。

今回、東京電力株式会社からいただきます貴重なご支援を十分に生かすため、ご審議をいただいておりますむつ市庁舎移転基本計画審議会の答申及び市民の皆様からのご意見、ご要望を取り入れ、市民の方々が親しみやすく利用しやすい庁舎となることを第一義として検討を重ねてまいり所存でありますので、議員各位におかれましても、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、日本原子力発電株式会社からの財政支援につきましては、今月末の取締役会において決定され次第寄附採納願が提出される運びとなっておりますので、ご了承いただきたいと存じます。

以上、東京電力株式会社からの寄附採納願についてのご報告といたします。

続きまして、去る12月2日、懸案となっております「下北少年自然の家」の今後の措置について

県から提案がなされましたので、これに関してご報告申し上げます。

ご承知のように「下北少年自然の家」は、昭和55年に開設されて以来、およそ四半世紀にわたり海、山、川と三拍子そろった恵まれた自然環境を生かして子供たちの多様な体験学習の場として、また心身の育成の場として重要な役割を担ってまいりました。

しかし、県では昨今の厳しい財政事情により、行政改革の一環として県内3カ所に設置した少年自然の家のうち「下北少年自然の家」を平成19年度末に廃止することを決定しております。

この廃止決定に対しましては、むつ市議会、下北総合開発期成同盟会、むつ地区スカウト協議会、むつ市PTA連合会、青少年育成むつ市民会議、むつ市子ども会育成会連絡協議会など、各界各層が一丸となって強く抗議するとともに、県立での存続を粘り強く陳情してきたところであります。

このような状況の中、知事の命を受け、副知事が当市に参りまして、県としての「下北少年自然の家」の対応等について説明がなされました。その内容は、「下北少年自然の家」の廃止は決定済みであり、覆ることはないこと、またむつ市が受けるのであれば、必要な支援のもとに施設を無償譲渡するというものであります。

市といたしましては、廃止が撤回される望みがなく、県立での存続は不可能であるということをお断じますと、廃止か受けるか、これ以外に選択肢はないということになります。

私といたしましては、施設の重要性にかんがみ、市で無償譲渡を受け、これまでと同様に活用していくことが現実的最善策と考えるものであります。しかしながら、当該施設は今後大幅な改修が必要であり、その費用や譲渡後の管理運営等難しい問題が山積していることから、具体的譲渡条件につきましては、今後県と詳細な協議が必要とな

りますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上、「下北少年自然の家」についてのご報告といたします。

○議長（宮下順一郎） これより質疑を行います。

質疑は、それぞれ区分して行います。

初めに、東京電力株式会社からの寄附採納願についての報告に対する質疑を行います。次に、下北少年自然の家に係る県からの提案及び今後の対応についての報告に対する質疑を順に行います。

まず、東京電力株式会社からの寄附採納願についての報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 質疑なしと認めます。

次は、下北少年自然の家に係る県からの提案及び今後の対応についての報告に対し、質疑ありませんか。42番千賀武由議員。

（42番 千賀武由議員登壇）

○42番（千賀武由） 議長にお願いがございます。

質疑にはなりません、市長に対するお願いと激励を言いたいのですけれども、お許しを願いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（宮下順一郎） まず、お進めください。極力質疑ということで、ご理解をしていただきたいと思えます。

○42番（千賀武由） 申しわけありません。

県が行政改革の一環として、先ほども言うように、2007年度末での廃止を打ち出していた県立下北少年自然の家について、県が財政支援策等を条件に市に運営を引き継いでほしいと要請したことに対しましては、我が市議会でも意見書等議決はしております。各種団体等からの要望書、あるいは運動等が県を動かしまして、私は功を奏したのではないかと思うところでございます。

また、新聞紙上でも書かれておりますように、県からの支援策も提示していることでもございませぬ。今のむつ市の財政から見ても、それは非常に

無理なところもあるかと思いますが、海あり、山あり、川ありの自然環境に恵まれている体験学習の場の下北少年自然の家でございます。これから21世紀に寄与する子供たちです。そういう子供たちの健全育成等からも、ぜひ市長にはこれを受け入れてほしいとお願いする一人でもございますので、今後市長のさらなるご奮闘をお願いして受け入れに頑張ってくださいたい、そういう気持ちでこの壇上に立たせていただきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 千賀議員は、質疑ではない、激励であると、こういうご発言でございましたが、先ほど議長からも報告がありましたように、これを県立で残してほしいという運動方針を掲げておりました青少年育成等に係る4団体から、県が譲渡をするというのであれば、それを受けて市が運営を継続してほしい旨のいわば基本方針を若干変えたような提案もいただいておりますので、そのご意見を大事にしながら、ただし補修等については仮末代というようなことにならないように十分県にも配慮しておいていただくような折衝をしまいたいと考えており、千賀議員のご意見もありがたくちょうだいして頑張りたいと、こう思っておりますので、ご理解を願ひたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 42番。

○42番（千賀武由） 市長には非常に前向きなご答弁ありがとうございました。よろしくお願ひします。

終わります。

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。
43番目時睦男議員。

（43番 目時睦男議員登壇）

○43番（目時睦男） 先ほどの市長の報告について、市としての考え方も含めてお尋ねをしたいと思います。

先ほどの報告にありますように、今後詳細の部分については県と協議をしていく、このようなことでの報告であります。今千賀議員の質疑の中にもありますように、マスコミによりますと、県としては改修費の部分、そしてまた要員の部分、運営費の部分について、3年間の中で支援策をとっていくと、このような報道がされているわけですが、私は本市の状況からしますと、財政の健全化が最大の課題だろうと、このように常日ごろ思っているわけであり。それで、今後県と詳細について協議をしていく市長としての考え方についてお尋ねをしたいわけですが、一つは、この県で示している内容について、市としてどのような考え方の中で協議に臨んでいくのか。3年、4年以降について100%市が運営費を充てていかなければならない、こういう状況からしますと、大変な財政配置が伴うだろうと、私はこのような危惧を抱いているわけであり。できるならば、意見を申し上げれば、県として3年とは言わず、まだ長い期間の中での支援策をとっていきさるうと、このように考えるわけで、その辺についてのお考えをお聞ひしたい。

二つ目は、これまで下北少年自然の家、本市はもちろんのこと、下北郡内、そして県内からそれぞれ子供たちが経営ということも含めて利用してきたわけであり。今後市として運営をしていくという場合に、本市や下北郡のそれぞれの利用はもちろん本市を中心にして持っていくだろうと、このようには思わわけであり。県内全体に対しての利用促進を図る、こういう面から見た場合に、これについても県が支援策というか、利用を促進していく取り組みも当然求めていっていいのではないかと、このように思わわけ、この二つの部分について市長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） とりあえず3年間の方針については、私に説明をされる前に、むつ下北選挙区選出の県議会議員各位に対して説明があったようであり、これが新聞報道につながっているわけではありますが、その中で具体的な数字等も、あるいは年限等も示されているようでありまして、それが私どもに副知事が相談をされる前に新聞報道になっている。この方針は、少しこれまで私どもが下北地域県民局等を通じて協議していた内容よりもむつ市にとっては厳しい条件になっておる、こういうことでありますので、11日に知事に我々の意のあるところをお伝えするために青森に参りますが、その際には県議会議員の皆さんに説明したものと違う相談になる可能性が高いと私は考えております。

もう一つの市に移管された場合でも、県内は言うに及ばず、県外からも使いたいという人たちがおいで願うようにする必要はあると考えます。しかし、利用者を受け入れることによって必ず赤字が生ずる施設になります。この辺は、今後の対応策として利用料等についても十分な検討と判断が必要になってくるであろうと思いますし、利用されてこそその施設という意味をまず第一義的に考えるか、それに見合う使用料ということでいくべきなのか、それとも低廉な使用料で活用できるように県が支援を約束してくれるかどうか、この点についても十分な県との折衝が必要であろうというように考えております。

○議長（宮下順一郎） 43番。

○43番（目時睦男） 今、市長から、11日に県との協議というか、何らかの協議のスタートとして11日行われるというようなことで、具体的に市長の答弁の中でも市の財政の状況からすると、県が示している具体的な案については厳しい状況があると、このように受けとめておりますから、それに対して具体的に、先ほど言いましたように、財

政の健全化ということが大前提になると思いません。そういう点での県との協議を、そういう姿勢の中で協議を続けていくことを希望しながら質疑を終わりたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 6番川下八十美議員。

（6番 川下八十美議員登壇）

○6番（川下八十美） けさの行政報告の中で、この下北少年自然の家に係る県からの提案及び今後の対応について、市長から行政報告の一環として報告を受けたのでありますが、確かに我々議会は市長に行政報告を求めました。しかし、こういう行政報告は、私はいかがかなと思うのです。

なぜならば、今回私たちの議会の一般質問に、同僚の柴田議員、堺孝悦議員がこの下北少年自然の家についての質問通告をいたしておるわけでございます。そういうさなかに市長からこういう報告があれば、質問がいけないということではないけれども、当然そういう方向になるわけです。だから、議会全体としては私はよしとするかもしれませんが、やはり議員が一般質問を通告しておるさなかのその前に、こういう行政報告をされるということは、たとえ重要な下北少年自然の家であるにしても、今この時期に、きょう報告をしなければならなかったというのは、私はいささか疑問に考えます。

ですから、これは市長の考え方でありましてけれども、私たちは市長の行政報告を受けることのみには対応しておりますけれども、やはり議員の一般質問を抱えている諸事案に対しては、市長なりのそれなりに配慮があつてしかるべきだと思っておりますのでございますが、いかがでございますか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） その点につきましては、蝦名副知事にも申し上げております。「県も現在議会開会中。私どもも議案審議が先に行われ、一般質問が議会日程の後半になっておる。質問通告もい

ただいておる。これらも勘案しながら県に対する対応をしなければならぬでありましょう。こう申し上げております。ですから、県立で運営できないという副知事からの申し入れでありますから、この点についてはどうも県は絶対譲らないという方針のようでありますから、この点をまず報告申し上げたつもりであります。ただし、そのようなことについて、議員各位がどのようにお考えになるかについては、伺ってみないうちは、私の考えだけで県に判断を伝えるわけにはいかないだろうという旨は申し上げておるところであります。一般質問に対しても誠実に対応していくつもりでありますから、一応私どもの議会の閉会后に改めてまた相談を申し上げるという考え方ではお

○議長（宮下順一郎） 6番。

○6番（川下八十美） そういう配慮をできる限りしていただきたいと思っております。

私も実はこの件については、31日の夜にはもう知っていたのです。1日、それから2日に副知事がおいでになる、そして市長といろいろ下北少年自然の家について詰めていくと。そういう形を知りつつも、やはり一つのルール、順序があると思って、我々同僚にもそのことはお話をしないでおきました。このように、できれば市長の方も、議員の一般質問はそれぞれの議員の特権でありますから、やはり一般質問の議事の前には、今言ったような配慮でひとつお願いをしたいと思えます。

きょうこういう形ができ上がりましたので、下北少年自然の家に関しては、さっきの答弁で私も了承いたします。

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。
10番濱田栄子議員。

（10番 濱田栄子議員登壇）

○10番（濱田栄子） 下北少年自然の家ですが、先般八戸市の種差にあります種差少年自然の家に行

く機会がありまして、うちの方の下北少年自然の家とどんな違いがあるのかなと思ひまして、よく見てきました。種差海岸、皆さんご存じのとおり、すばらしい海岸が続いておりますが、下北少年自然の家、もちろん前は木野部海岸ありますけれども、後ろに黒森山という大きな山がありまして、その山から小さな川が流れておりまして、川ができる源流というか、水がわき出るその部分も見られる。川というのを私たちは大きい川しかイメージにないのですけれども、ではその川はどうやって川になっているのだろうかという、子供たちに水の循環とか、そういうすばらしいものも伝える環境にあるのが下北少年自然の家だなというふうに感じてきました。これから環境の知識を深めていかなければならない時代ではないかと思ひますので、その辺のところも子供たちにしっかり教育していただけると。

それから、もっとすばらしい点というのは、キャンプ場もすばらしく広がっております。市長も下北少年自然の家をごらんになったかどうかわかりませんが、もしごらんになっていないようでしたら、これを参考に、県の方に、どうしてもこの施設は必要なのだということを訴えまして、少しでも有利な条件で、譲り受けるなら譲り受けるような方向で頑張りたいと思ひますが、市長、しつこいようですけれども、お願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 副知事からの申し入れ、つまり青森県当局としての考え方であると申してもよろしいと思ひますが、8日にむつ市の考えを示してくれ、11日に県の判断を示す、日にちを区切って我々に申し入れがあったわけでありまして。その前提は、あくまでも県立での運営はできないということでありまして、いわば条件闘争になっていく可能性が大変強いと思ひます。

先ほど申し上げましたように、事前の交渉で示されており、あるいは期間といったようなものがより狭められて提案されている状況にあります。これは、平成19年度の予算編成に当たっての準備行動のためであると私は県の立場を考えておりますけれども、だからといって提示された提案をそのまま素直にのむのが私の立場ではないと、そう考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 10番。

○10番（濱田栄子） もう一言、言い忘れましてので。

スポーツの得意な先生は、スポーツ合宿所としても活用しているようでございます。これからさまざまな場面での活用を企画していけると思いますが、確かに財政再建は当市の最大の課題ではございますが、また教育というこれから必要な部分に対しては不可欠でございます。また、地域の経済に対しても、たくさんのお客さんが入れば、スーパーの食材もたくさん出ていきまして、また貢献している部分もございますので、何とかよろしくをお願いします。

以上で終わります。

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

日程第2～日程第27 議案質疑、委員会付託、一部採決

議案第81号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第2 議案第81号 むつ市本庁舎移転基本計画審議会条例を議題いたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、18番柴田峯生議員。

（18番 柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生） 質疑の前に東京電力からの寄附採納を受理したということで、そのことで市長としても市長の座るいすが安定したと、こういうぐあいに解釈しております。まずは、おめでとうございます。

そこで、通告をいたしております。まず一つは、条例4条の委員の委嘱について、それから二つ目は条例の有効期限についてお伺いいたします。この条例によりますと、第4条で1、公共団体等の代表、2、学識経験を有する者、3、その他市長が適当であると認める者、こうなっております。委員の定数は20人以内と3条に規定がありますが、けれども、まずこの委員の割り振りほどの程度に考えておるのか。それから、学識経験を有する者という考え方の範囲です。いわゆる言葉のとおりなのですが、例えば建築の専門家、あるいはまちづくりの専門家などがこの範囲に入ってくるのかどうか。それから、公共団体等の代表にしましても、市役所という特殊性から、どういう団体等を想定しているのか。それから、その他市長が適当であると認める者の中に、一般公募で募集する考えがあるのか。それと、ご案内のように、この条例をつくるに当たって、議会の方は委員の任命委嘱に対して一応お断りをいたしておるわけですが、この市長が適当であると認める者の中に、議員をまさか学識経験者として委嘱することがないのかどうか、そういう面が第1点であります。

それから、第2点、この条例によりますと、第2条に規定する答申をしたときは、解職されるものとするという規定があるのですが、この条例そのものの有効期限はいつまでとしているのか。とかくこういう審議会条例なんかは、短期のものに

なっているわけなのですが、往々にして条例がそのまま残ると。いわゆる行政改革の立場からするならば、期限を設けて、この条例はある時期には失効するというのを私は盛っておくべきだと思うのですが、以上の点についてお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 委員の中に議員を入れる可能性はあるのかどうかという、端的に申し上げますと、そういうお尋ねが第1点です。私は、最初議会の代表の方も入っていただきたいという趣意のご説明を職員を通じて議会に申し入れをいたしております。それに対して議会の方は、ただいま柴田議員のご発言のように、審議を通じて行うからというような、多分そういう趣旨であろうと思うのでありますが、委員としては入らないと、こういう意思が議会の決定として伝えられてまいりましたので、私どもは外しております。でありますから、そういう前提があるにもかかわらず、議員から学識経験者ということで選ぶことは、甚だ失礼なことになりますし、ルール違反でもあります。そういう考えがありますので、学識経験がある方ばかりでいらっしゃいますけれども、議員をあえて学識経験者の中には入れないという考え方を堅持していかなければならないと思っております。

条例に日限がないではないかと、原案にそういう定めがないということでありますが、第2条に定めております重要事項を審議して、このような計画でやってよろしいという答申をいただくと、委員がいなくなるわけありますから、その時点で日限を定めることが予測できない要素がございますので、答申が出た時点で次の議会に廃案の条例を提案するという事に相なりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 市長の答弁に補足説明い

たします。

まず、委員の構成でございます。公共的団体等の代表ということで、現在うちの方で想定しておりますのは、はまなす農協、商工会議所、商工会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、それから連合婦人会等々大体15団体の代表者に推薦依頼をお願いすることにしております。それから、学識経験を有する者ということで、先ほど議員からお話ありましたように、建築士会の方からも1名ほどお願いしたいと考えております。それから、経営コンサルタントの方も1名ほどお願いしたいと。それから、市民の代表につきましては、この条例案が通りますと、1月の市政だよりで一般公募いたします。その方の中からできれば3名ほどを公募で募集したいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 市政だよりで一般公募3名お選びになるということですので、非常に関心のある方々の参画希望が多く出るのではないかと思います。その際、3名という枠ですので、多ければ、これは抽せんという形になるのか。どういう人選の仕方をするのか。市長が認めるという範囲ですので、市長の権限になるわけですけれども、どういう形になりましょうか。公正を期するために抽せんをなさるといってお考えがあるのか、その辺をお伺いします。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 公募に当たりましては、その方のご意見を拝聴するという形で、原稿用紙に二、三枚ほど本人の物の考え方を出示していただきまして、公募をすることにしていきます。数は3人と限定しておりますけれども、全体の20人の枠の中で対応してまいりますので、先ほど3人ほどと申しましたけれども、若干ふえる可能性もございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） できるだけ公正に選んでいただくことをお願いして終わります。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

次に、42番千賀武由議員。

（42番 千賀武由議員登壇）

○42番（千賀武由） ただいまの議案第81号で、第4条の割り振りについて、私もお尋ねする予定でございましたが、柴田議員のご質疑で理解したわけでございます。ただ一つ、ただいま総務部長の答弁を聞きますと、委員の職は旧むつ市の人だけ、それと公募というように考えているようですが、今後新むつ市のシンボルとなる本庁舎でございますので、幅広く旧川内とか、旧大畑とか、旧脇野沢の各地区からも委嘱される気持ちはないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 先ほど各種団体に推薦依頼をお願いすると申し上げましたけれども、商工会議所は旧むつ市が設置してございます。商工会は、それぞれ旧町村で設置してございますので、そちらの方にも推薦依頼を出す予定にしております。それから、その他の団体にも推薦依頼を出します。その中にすべて旧むつ市の方だけが推薦されてくることはないと思っていますので、その中で恐らく対応できるのではないかと考えています。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 42番。

○42番（千賀武由） わかりました。ひとつよろしくお願いします。

○議長（宮下順一郎） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

以上で議案第81号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第81号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第82号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第3 議案第82号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第82号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第83号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第4 議案第83号 財産の取得についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。18番柴田峯生議員。

（18番 柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生） 議案第83号につきましては、大きく分けて3点ご質疑をしたいと思います。

まず第1点は、市政だよりとホームページについてでございます。市政だよりにつきましては、市長のごあいさつと、それから細かい内容が載っておりました。ホームページにつきましては、私閲覧していなかったものですから、触れませんが、いずれにしましてもホームページ等の関係で、新聞によりますと、いろんなご意見がありまして、一部を除いて削除したと、こういう報道です。

そこで、市政だよりにつきましては、市長のごあいさつのところに、きょう、この場で議案がかかっているにもかかわらず、取得をしたと、こういう報道をされているわけでありまして、実際議会の議決を必要としない議案ならば、市長が契約をな

さる段階で確かに取得は決まりますけれども、少なくとも議会の議決を経るべき議案については、事前に仮契約を結んで、そして議会の議決によってその効力が発すると、本契約に至るということが、これはもう地方自治の大前提だと思えます。しかるに、そのような書き方をしております。ちなみに、昨日の東奥日報にも大きな誤りがあります。ことしの10大ニュースを選ぶ投票の根幹に、10月30日に財産の取得契約が議決されたということで、一般県民にとって、このようないわゆる市政だよりでも、マスコミでも間違いがあるわけですけれども、やはり議会の議決によってその効力が及ぶということですので、私は市政だよりにこの市庁舎のことを載せるということ自体は結構なことだとは思っています。いわゆる一般市民のパブリックコメントを私は求めておりますので、そういう意味では載せてしかるべきものだと思いますが、ただその中の表現の仕方によって大きな誤解を与えるわけです。そこをどのようにお考えになっているのか。

それから、議会の会議の中のやりとりで、協議会、定例会、臨時会等の中で、まだ確定していないにもかかわらず、四つの後に建てた部分の庁舎の一部は残して、そして本体の部分だけを移すという記述がされているわけです。これは、全く私はいかがなものかなと、こう思っております。これは今後の過程だと思えます。それらの報道が市政だよりの中にあるということは、やはり情報はどんどん出していいですけども、誤った情報はしないでほしいというのが私の願いで、その辺の経過をお聞かせ願いたいと思えます。

それから、新聞報道による寄附につきましては、けさほど報告されました。一般質問の段階でも触れたいと思っていましたので、あるいは今後の議案が出た段階で触れたいと思うのですが、ただ一つだけお伺いしたいことは、寄附金の名目です。

名目が市長の発表のように、市庁舎の移転に伴う費用と。私はよく知っている人から情報を得たのですが、その方が東京電力株式会社立地地域部というところから回答をいただいているのだそうです。ちなみに、ちょっと読んでみまますけれども、11月25日付の手紙で弊社社長あてにちょうだいいたしましたむつ市への寄附に関するご質問につきまして、青森県の立地地域に関する業務を担当します私からご回答を申し上げます。弊社は、むつ市から庁舎移転事業に対する協力要請をいただいたことを受け、ご協力をさせていただくかどうかについて、社内で十分な検討を重ねてまいりました。その結果、このたび庁舎の移転によって庁舎の災害復旧拠点としての機能や市民の方々の利便性の向上を図られることなどから、むつ市で事業を営む者としてご協力させていただく云々という文書であります。実際その寄附の議案がかかったときに触れたいのですが、この寄附については、指定寄附に当たらないかどうかということです。その辺のところをお伺いしたいと思います。

それから、第2点目は、相手方と契約の事項についてであります。提案理由によりますと、11月に入ってからご契約の様子でございますが、実は10月31日までに契約を急がなければいけないということで31日の臨時会で強行されたわけです。最終的な決定を見たわけでありまして。しかし、契約がおくれております。普通は、このような仮契約をしますと、1週間ぐらいで臨時会を開きまして、その可否を問うというのが大方の契約の流れだと思います。それが私たちには10月中に契約しなければ云々といいながら、なおかつ12月にずれ込んで今日、今の議会にかけていると。こういう期間に対する考え方が一つ私は問題があるかと思えます。

それから、第3点目は、ご案内のように、私たちの過去の審議の過程において、9億5,000万円

というお話は出ておりました。私は、9億5,000万円に関してご質疑をしまして、価格の面につきましてお話をしました。ところが、建物の方は、もう土地に匹敵するくらいの価格になって取得価格として提案されているわけです。なぜ私が建物を問題にするかと申せば、土地については消費税がかかりません。ところが、建物の4億円につきまして、2,000万円の消費税がかかっているわけです。この建物を税法上の立場から見ますと、耐用年数が39年です。建物と附属設備を合わせて設立時の前の資料によりますと、21億円ぐらいだといいますが、その税法上の残存価格で見ましても11億円そこそこです。ご案内のように、こういう建物は、もう倒産しますと半分になるわけです。しかも、破産管財人に渡りますと、さらにその半分というようなことを考えれば、私は当初から建物はもうけものだと言ってきましたから、ほとんど土地の価格だろうと思っていたのですが、こういう結果として出てきたと。建物の価格が高くなることによって、消費税という市民に負担がかかるわけです。もし仮に土地が6億円で建物が3億円だとすれば1,500万円で、500万円、市民は払わなくてもいいと。こういう市民の負担が少なくても済む方法もあったのではないかと思うわけです。その辺のところの仮契約の段階でどうだったのか、それも含めてお答えをいただきたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 柴田議員のご質疑の中で、まず第1点目に取得したという表現を使っているのではないかというご指摘でございました。これは、前段で述べていることをご指摘になっているのかと思いますが、読んでみますと、去る10月31日のむつ市議会臨時会で取得費のご議決をいただき、旧アークスプラザの土地、建物を購入し、むつ市役所本庁舎を平成20年5月をめどに移転する準備

を進めていくことといたしました。取得したとは書いていないのです。その後の本文にも取得したというような断定的な表現は一切用いておりません。その点で第1点目のお尋ねへの答弁にさせていただきます。

また、東奥日報という名前をお上げになって、10大ニュースに入っているではないかというご指摘ですが、東奥日报社から陳謝がございました。誤った報道であったということから。書くのは私どもではございませんので、そういうおわびがあったということでしたところあります。

また、旧庁舎の一部を残すという報道がなされているけれどもということですが、これについては総務部長から答えさせます。

それから、東京電力からの寄附は指定寄附ではないかと。当然こちらで庁舎をつくるための土地、建物を購入するためのお願いをいたしておりますから、指定寄附に当たるものと考えます。

契約の時期について、当初随分急いだけれども、今になったのではないかということですが、これはご指摘の仮契約などができない性格の契約でございまして、本契約一本でいかなければならない問題でございまして。そのために、管財人との折衝を繰り返しながら理解をいただいてきたところでありまして、時期がずれたことに対しても理解を示してございまして、今日の議案になっているということでおわかりいただきたいと思っております。

価格につきましては、市民の負担になるというご指摘でございまして、今申し上げたように、東京電力からのご寄附で求めるわけでございますので、直接的な市民負担は生じないのでありますが、これは購入に当たって手を挙げられた方がほかに2社ほどあるという指示がございました。その中で示された額を私どもも協議をいたしまして、そ

れに応じたという経緯がございます。つまり同時にこの購入を希望した方々が示した額よりも同等あるいはそれ以上でないと管財人としての立場が困るというようなこともあるのではないかと思うのでありますが、そのようなことを私どもも十分考えさせていただいて、このような価格に決まったということでございます。消費税も含めての9億5,000万円でございますが、これらのいささか難しい話し合いもあったことをご理解願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 土地、建物の購入に係る仮契約を、11月17日に締結してございます。

それから、先ほど本庁舎を解体するという話のお尋ねがありました。本庁舎の移転につきましては、基本的には現庁舎のすべての機能を移転する考えでございます。それで、市長の前の答弁の中で、本庁舎、現在真ん中に庁舎ありますけれども、それを解体するには約5,000万円ほどの経費がかかるということを定例会でお話ししてございます。残りのそれ以外の庁舎につきましては、先ほど来審議会条例を議論していただいておりますけれども、その中で議論されてくることとなりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 市長のお答えの一つ目につきまして、私の読み取りの不足であった分をおわび申し上げたいと思います。

そこで、指定寄附になるわけですが、そうしますと、今後の議会には指定寄附と補正予算が同時に提案されると、こういうお考えですか。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

柴田議員のお尋ねは、恐らく指定寄附が地方自治法の96条に言う議会の議決要件かということのお尋ねだと思いますので、お答えいたします。

あくまでこの指定寄附につきましては、市の方から新庁舎移転に係る経費を東京電力、それから日本原子力発電株式会社の方をお願いしております、その要請を受けましての指定寄附でございますので、地方自治法第96条に言います負担付きの寄附ではありません。というのは、この寄附が成就しない場合は、返還してもらうなどの条件がついてございませんので、単なる指定寄附と理解いたしております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） そうしますと、両電力会社からは15億円来ました。指定寄附でないとするば、よそに使ってもいいということで受けとめてよろしいのですか。その辺。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） それ以外に使うとなりますと、ご寄附いただいた趣旨に反することになりますので、本市としても、そういう使い方はいたしません。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

以上で議案第83号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第83号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第83号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。21番工藤孝夫議員。

（21番 工藤孝夫議員登壇）

○21番（工藤孝夫） 議案第83号 財産の取得について反対討論を行います。

本案は、本庁舎の用途に供するため、旧アーク
スプラザの店舗、土地、建物を含め9億5,000万
円で取得をするというものです。この庁舎移転問
題についてのそもそもは、マスコミで報道され、
初めて市民も議会も知り得るというものでありま
した。当然のことながら、市民の合意形成はなく、
9月12日の議会では否決されました。しかも、否
決された場合は二度とないものと明確に答弁され
た案件であって、再提案そのものが議会に対する
背信行為でありました。

さらには、去る10月臨時会における審議の過程
でも明らかになったように、新市まちづくり計画
にもなく、合併協議会でも5年間は合併特例債を
使わないとしたにもかかわらず、財源として充当
するとしたこと、加えて世論を二分している使用
済み核燃料中間貯蔵施設を建設しようとしている
東京電力や日本原子力発電の企業に市長自ら寄附
を申し込んだことも驚きでありました。企業は見
返りを求めるからこそ多額の寄附や献金をする
というのは、財界や企業の側からいえば常識の論理
とされているところであり、財源内容も、そして
公共性の観点からいっても、健全性においても、
ほど遠いと言わざるを得ません。

私は、さきの臨時会における討論でも申し述べ
ましたが、多くの市民の暮らしの現状を考えるな
ら、新庁舎建設よりも日に高まる福祉、医療、雇
用等、市民生活救済対策にこそ力を注ぐべきであ
ります。このことを再度強調して討論といたしま
す。

議員皆様方のご賛同をお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これで工藤孝夫議員の討論
を終わります。

以上で討論を終わります。

これより議案第83号 財産の取得についての採
決に入ります。

議案第83号の採決については、服部清三郎議員

外5人から、無記名投票によられたいとん要求が
ありますので、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（宮下順一郎） これより出席議員数の確認
を行います。

ただいまの出席議員数は55人です。

投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

○議長（宮下順一郎） 投票用紙の配布漏れはあり
ませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（宮下順一郎） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする議員は
賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、点呼
に応じて、順次記載台で記入して投票を願います。
繰り返します。本案を可とする議員は賛成と、否
とする議員は反対と記載のうえ、点呼に応じて、
順次記載台で記入して投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明
しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議
規則第74条第2項の規定により否とみなします。

点呼いたします。

○事務局長（小島昭夫） それでは、ただいまより
お名前を読み上げます。

投票記載台のスペースの関係により、同時に投
票できる人数は3名となっております。3名ずつ
お名前を読み上げますので、順次投票記載台にて
賛成または反対と記載し、投票箱に投票してくだ
さい。

（事務局長氏名点呼・投票）

○議長（宮下順一郎） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（宮下順一郎） 開票を行います。
会議規則第31条第2項の規定により、立会人に10番濱田栄子議員、15番石田勝弘議員、19番久保田昌司議員を指名いたします。

よって、10番濱田栄子議員、15番石田勝弘議員、19番久保田昌司議員の立ち会いを願います。

（開 票）

○議長（宮下順一郎） 投票の結果を報告いたします。

投票総数55票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

| | |
|-----|-------|
| 賛 成 | 3 1 票 |
| 反 対 | 2 4 票 |

以上のとおり賛成が多数であります。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

議案第 8 4 号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第 5 議案第84号
指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市営宮後牧野外 4 施設の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。20番横垣成年議員。

（20番 横垣成年議員登壇）

○20番（横垣成年） この議案によりますと、指定管理者として指定する団体がみなみ農園開発ということで、これはどういう法人かというのをお知らせしてもらいたい。牧野の管理を任せるので、そういう経験があるところなのかどうかということです。

それともう一点は、大体どのくらいの管理料を予定しているか。この2点よろしくお願いします。

○議長（宮下順一郎） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） お答えいたします。

みなみ農園開発は、登記簿に記載されている目的等では、1、農業の経営及びこれとあわせて行う林業の経営、2、組合員の農業にかかわる共同利用施設の設置、3、農作業の受託及び施設管理者事業、4、前各号の事業に附帯する事業とされている平成17年11月9日に設立されております農事組合法人でございます。

また、指定管理料は、施設管理費4,324万1,000円から放牧料とふれあい農園使用料収入1,857万3,000円を差し引いた2,466万8,000円となります。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第84号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第84号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

議案第 8 5 号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第 6 議案第85号
指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、川内第一牧野外 2 施設の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第85号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

議案第 8 6 号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第 7 議案第86号
青森県後期高齢者医療広域連合の設立についてを

議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、18番柴田峯生議員。

(18番 柴田峯生議員登壇)

○18番(柴田峯生) この議案は、常任委員会に付託される予定ですので、私は大まかなことだけ2点お伺いしたいと思います。

この連合をつくる趣旨は、平成20年度から始まる75歳以上の後期高齢者の医療制度の創設にかかわる一端のものなわけでありまして、ご案内のように、これが成立されまして、医療制度が発足すれば、年間18万円以上の年金をおもらいになっている方から、国民健康保険、老人医療になりますか、医療費の保険料も、今まではただですけれども、今度いただきますという、しかも天引きされるわけです。そういった高齢者の医療にとっては、高齢世代にとっては非常に痛手の多い医療制度改革なわけでありまして、法律ができましたので、広域連合の設立ということだと思っておりますが、そこで第8条の広域連合の議員の選挙の方法につきまして、非常に条文化された内容でわかりにくいというのがまず実感です。ですから、この具体的な内容をひとつお知らせ願いたいと思います。

それから、別表2の関係でございます。特に備考欄で、平成20年4月の時点の予測では、むつ市として75歳以上の対象人口はどのくらいになるのか。それから、この広域連合の経費、この負担が共通経費として第1項目にあるわけですが、おおよそむつ市としてはどの程度の負担になるのか。

それから、保険料その他の納付金の中で低所得者の保険軽減相当額というようなことになっているわけですが、どの程度に想定されているのか。それらにつきまして、お答えをいただきたいと思っております。

○議長(宮下順一郎) 民生部長。

○民生部長(高橋 勉) 柴田議員のお尋ねにお答えを申し上げます。

第8条の選挙の関係ですけれども、具体的な内容を示せということでありまして、柴田議員ご承知のとおり、広域連合の選挙につきましては、間接選挙を用いるということにこの規約で定めております。それで、議員につきましては、市長から5人、それから市議会議員から5人、町村長から5人、町村議会議員から5人というような形で、計20名ということになっております。この議員の推薦につきましては、市長につきましてはすべての市長で構成する団体からの推薦または市長の職にある方の10分の1以上の推薦があった者がこの候補者となることができるというのが第1号の規定であります。それから、町村長につきましては、すべての町村長をもって組織する団体が推薦母体となるか、または関係町村の町村長の10分の1の推薦があった者が候補者となることができると。それから、市議会議員につきましては、すべての市議会議長をもって組織する団体からの推薦、または市議会の定数全部、10市の議員の定数の総数の10分の1以上の推薦があった者が候補者となることができると。それから、町村議会の議員につきましては、同じく町村議会議長をもって組織する団体からの推薦、または町村議会の定数の総数、全30町村の議員の10分の1以上の推薦があった者が被選挙人となることができると。選挙人は、それぞれの市議会議員、それから町村議会の議員ということになります。それで、市長の推薦10分の1以上というのは、10市でありますから、1人以上ということになります。それから、町村長につきましては、これは平成19年3月31日現在の要推薦者数ということでありまして、町村長につきましては、30町村ありますので3人以上、もし推薦をとる場合です。それから、市議会議員につきましては39人、それから町村議会議員につき

ましては53人というような推薦が必要ということになってまいります。

それから、第2点目は別表第2、費用のことについてでありますけれども、保険料につきましては広域連合が設立された後に保険料率を定めるということになっておりまして、実際に保険料率がどのぐらいになって保険料がどのぐらい入ってくるか、また医療費がどのぐらいかかるかという総額的なものがまだ広域連合が設立されておられませんので、準備委員会でも把握しておりません。そういう手續がございますので、現在のところでは、例えば保険料その他の納付金で柴田議員がおっしゃられました減額賦課に係る軽減分がどのぐらいになるとか、そういうことにつきましては、今のところ幾らという額をお示しすることができない状況にあります。ただ、一般会計から3項の保険料その他の納付金で、法第105条にかかりますものは、一般会計からはその総額の4分の1、県からの繰入金で4分の3ということになっております。

順序が前後して申しわけありません。第2項の医療給付に要する経費につきましては定率負担ということでありまして、国が12分の3、県、市がそれから12分の1ということになります。

それから、その対象となる被保険者、75歳以上等の方が、むつ市の場合どのぐらいになるかということです。費用につきましては、今申し上げたとおり、ちょっと積算されておられませんので、申し上げることはできませんけれども、平成18年末、実際には前年度末の老人の数で費用が分賦されますけれども、平成18年末では全県的には75歳以上の方、障害を持った方も含めますけれども、対象となる方が17万6,518人と出ております。それで、そのうちむつ市はどのぐらいおられるかといいますと、7,674人、4.3%ということになります。この中で負担がされてくると思います。

それから、共通経費につきましては、人件費、それから賃借料、光熱水費、それから後期高齢者の事務を実施するための費用ということになりますけれども、これにつきましては全40市町村で経費をそれぞれ割って分担するということになりません。これにつきましては、まだ総経費が出ておりませんので、どのぐらいということになることはちょっと申し上げられませんが、高齢者1人当たりの負担額を比較した場合、市町村間でも大きな差が見られず公平性が保たれるというようなことから、均等割が10%、それから高齢者人口割が45%、人口割が45%というようなことで決められております。この比率につきましては、法律で後期高齢者の医療が実施されることから、全国的にこの比率をどうするかということを経済委員会で参照しながら検討したということでありまして、ほとんどの市が大体均等割10%、高齢者人口割45%、人口割45%ということで負担するということとなります。そういうことで、まだ保険料の算定ができておりませんので、額につきましては今のところ申し上げられないということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） そうしますと、市長会では5人、そのうち10分の1の推薦で1人、それから市議長会では5人選ぶために39人というような形になるわけですが、具体的にこの連合規約の中には、まだどういう形でその推薦の選挙をやるのかということは盛られていないようなのですが、できるだけむつ市からも入れるような仕方をやっぱり今後働きかけていく必要があるのではないかなというように思います。5人選ぶわけですから、5人選ぶために39人が出てくるわけですから、その辺をこの広域連合を組織するに当たって、やはりむつ市からも意見があるということもつけ加えておいていただきたいなと。

終わります。

○議長（宮下順一郎） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉） ただいま柴田議員からお話があったのですけれども、ちょっと私の説明が舌足らずだったかもわかりません。推薦される母体は、例えば市長会、あるいは市長の10分の1、どちらからでもできるということになりますので、団体またはそれぞれの必要人数をまとめれば推薦ができるということになります。ただ、市の部が市長5人、それから議員5人、合わせて10人というのは、10市の中からそれぞれどちらからでも1人が、広域連合の議員として選出されるというような方途を講じたと同っております。

以上であります。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

次に、20番横垣成年議員。

（20番 横垣成年議員登壇）

○20番（横垣成年） 4点ほどお尋ねさせていただきます。

これは、いろいろこの広域連合の事務ですが、被保険者の資格の管理に関する事務だとか医療給付に関する事務だとか書いてあるのですが、ちょっと余りイメージがわかなくて、今、国保、老保とか、そういうのがありますが、そういう国保の今やっている事業の75歳以上の部分が、そこから分離されてこういう広域連合の方の事務事業になるというふうに単純に、細かいところはあるかもしれませんが、考えていいのかどうかということとでちょっと教えてもらいたいと思います。

そして、2点目ですが、事業内容が先ほど言ったようにあるわけですが、こういうものは今だと国保会計だとか老保会計で私たちの議会に提案されて、何か問題があれば、その中身について議論したり、質問したりすることができるわけですが、この広域連合の場合は、そういう形のものでき

るのかどうか、議会にそれなりのものが公表、提出されるものなのか。議会というのは、このむつ市の議会です。何となく医療センター議会というような形で分離されたもので、そちらの方に行ってしまうと、もう質問もできないような形になってしまうのかどうか。そこをちょっと確認させていただきたいと思います。

そして、次ですが、先ほど柴田議員にも保険料は算定できないという答弁でしたが、ちょっと聞き方を変えて、わかる範囲でいいです。75歳以上の部分の保険料というのは、収入の平均大体何ぐらいになるのかと、また今後どのように推移するものと考えているか。

あと最後ですが、先ほどの柴田議員ともちょっとダブるわけですが、私もまだ読み方が十分でなくてよくわからない部分があるのです。これ単純に広域連合の議員のメンバーは首長と議長で推薦するという方向が強まって、結果的に首長とか議長だけで20名が構成されやすい議会になるのではないかなというふうに思うのです。なるべく私はそういう形で構成しない方がいいと思うのですが、そういう可能性はないものかどうか。できれば首長とか議長はやはり忙しい方であるということでメンバーにはならないで、別の議員を地域に満遍なく選んでもらうという形の議会になるようなものにとれないかどうか。そこら辺のところをどういう形で議論されているかというのもちょっとお聞きしたい。これは医療に関するものなので、できれば議員の中で医療だとか福祉に詳しい、そういう方で構成するのがベストかなというふうに思いますので、以上よろしく申し上げます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） これは、広域連合でこういう組織をするということについて、若干私から申し上げておきたいと思いますが、全国市長会が中心になって、全国町村会、それから社会保険診療報

酬支払基金、それに学識経験者、これは京都大学教授でありますとか、日本経済新聞の論説委員でありますとか、それから医事評論家が入って、健康保険3団体、つまり国保、それから政府管掌、組合管掌、この三つの健康保険をいずれかの時期に一本化できないかという検討をしたことがあります。私もそのメンバーでありまして、かなりの回数を積み重ねましたが、当時の政府の対応は一本化は難しいという結論であり、先ほど申し上げた市長会、あるいは町村会等が中心になってつくった協議会の方は、できるだけ早い時期に一本化を進めてくれと。その中で、保険者は都道府県になってほしい、こういう結論も提言しているわけでありまして。

現在ご審議いただいておりますこの条例案は、要するに青森県が保険者になる形をとるための広域連合であります。つまり国保事務の後期高齢者の部分を取りあえず青森県が保険者になる形にしようとして、こういう発想から出てきたものでありますから、今医療の専門家を委員に出す方がいいというお話でございましたが、要するにむつ市国保の部分については、むつ市議会が予算も決算も財政運営の仕方いろいろご検討いただく。その組織を青森県全体の組織に移したというイメージを持っていただければわかりいただけると思うのであります。

なぜ市町村長が10人も入るのかと。市町村長というのは、個々の市町村の保険者の代表なのです。そういう意味で入るし、議員も同じ10人、市議会から5人、町村会から5人という形で入り、議会の議員として構成するということでありまして、その事務を県が主導する。ただし、職員は市町村からも出す。こういうような形になっていく予定でありますので、そのようなイメージでご検討いただきたいと思います。

その他のお尋ねについては、民生部長からお答

えいたします。

○議長（宮下順一郎） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉） それでは私から、まず国保に加入している方の75歳以上の方が後期高齢者医療制度の方に分離されるのかということのお尋ねであります。端的に言って、そういうことなのですけれども、現行の老人保健制度は、横垣議員もご存じのとおり、75歳以上の方と、それから65歳以上の方で一定の障害のある方を対象といたしております。国保及び被用者保険の資格を持ちながら老人医療受給者証を交付して、いわば共同で医療給付を行っている制度であります。平成20年度からこれらの方を後期高齢者の方に、新たな医療制度として独立した保険の方に移行していただくということになります。この医療制度につきましては、現在関係省令、それから関係法令等がきちっと整っておりませんので、まだ詳細な負担とかにつきましても申し上げることはできませんけれども、端的に言って、今国保に加入している方は医療保険の資格を喪失して、実質的な保険者である広域連合の後期高齢者医療制度の方に移行するということになります。

ちなみに、平成18年10月31日現在の老人医療受給者の数は7,473人で、そのうちの約8割に当たります5,936人が国保加入者、これむつ市の場合ですけれども、なっております。

それから次に、事業内容、決算などは議会に公表されるのか、また議会で質問等はできるのかというお尋ねであります。この件につきましては、地方自治法第287条の3ですけれども、地方公共団体の組合としてこの広域連合は設立されますので、特別地方公共団体ということになります。この特別地方公共団体は、後期高齢者の医療という自治事務を処理することになりまして、1個の独立した執行機関、それから議決機関を持つことになります。地方自治法の第2条に言います法人と

ということになります。そういうことから、当然議会とか、それから処理された業務につきましては公にされることとなりますけれども、特に議会に対して公表するというような形はとらないと伺っております。

それで、それぞれの個別の市町村議会で質問等はできるのかということにつきましては、ただいまの一つの独立した法人として地方自治法上、特別地方公共団体としてあるということからご理解を願いたいと思います。

それから、現在の国保料につきましては、後期高齢者の保険料については算出されておられませんので、申し上げることはできませんが、どのくらいになるかということですが、それはご存じのとおり、国保は後期高齢者の単身世帯、それから高齢者だけの複数人の世帯、例えば夫婦2人とかという複数人の世帯、それから後期高齢者を含む複数人世帯がありまして、現在の国保税は世帯単位の課税のために、後期高齢者に課せられる国保税を個別に算出するには非常に難しいということで、残念ながら現状では無理であります。

また、これらの世帯の対応とかがさまざまでありまして、世帯の所得による軽減等の有無もあります。仮に同額の年金収入を有する後期高齢者の間でも負担間の相違があると思われまますので、後期高齢者につきましては現段階では保険料が示されておられませんので、どのように推移するかというのはちょっと今のところは判断できかねます。ただ、後期高齢者のこの制度をつくるに当たって、厚生労働省の方で示しております一つの平成20年度の推計値というのがございまして、大体保険料につきましては応益割と応能割二つでやりますけれども、それが推計値でモデルとなるのが大体3,100円が均等割、所得割が3,100円、合わせて6,100円ぐらいになるのではないかとというようなことで、この後期高齢者医療制度を考えておりま

して、年金収入だけの人の場合は、153万円以下の場合は、国保の場合は7割軽減を受けることとなります。市の場合で見ますと、87%の方が7割、5割、2割軽減を受けておりますので、ほとんどの方が7割軽減を受けるのではないかとということに見ております。ちなみに、7割軽減の保険料は、国の試算の6,200円の推計値をとるとどうなるかということでもありますけれども、軽減者ですから、均等割のみということになりますので、そのうちの7割軽減ですから30%、3割ということになりますので900円、これに12カ月を掛けますと1万800円ということになります。1人世帯の場合は、高齢医療の方の方が少し安くなるのではないかなと。それから、2人世帯の場合は、ほぼ同額になるのではないかなと考えております。

それから、広域連合の議員の関係につきましては、市長から申し述べたとおりであります。それぞれ推薦母体が二つございます。議会議員の場合には、市議会議長会となると思っておりますけれども、その団体、あるいは議員の推薦でもなれるということになりますので、横垣議員が意図している形の推薦もあり得ると考えられますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 20番。

○20番（横垣成年） 県が保険者になるというふうな言い方を市長がされたのですが、であればこれは特別地方公共団体とも言いましたけれども、ちょっと理解できないところが、であれば、県の方には、またそれなりに報告というか、そういうものがあるものなのかどうかということを確認させていただきたいと思っております。

あと、それ以外の説明はかなり丁寧で、それなりにわかりましたので、どうもありがとうございました。ちょっとその1点、県の方ではいろいろやりとりができるものなのかどうかということをお知らせ願いたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 一部事務組合は市町村で構成する、それに県が入ると広域連合になるのです。現在広域連合を組織しているのは津軽地区に一つか二つあります。県も入って事業を共同処理する。つまり特別地方公共団体になるのです。そういうことで、今むつ下北地区で構成している一部事務組合がとっている方式と原則的には変わりがない。ですから、広告とかその他のことについては、議長、議会の判断で、加入している市町村の議会の判断で方式を定めていく。ただし、原則として広域連合は他の地方自治体なのです。これは、一部事務組合と同じように……

（不規則発言あり）

○市長（杉山 肅） 訂正しなければならないそうです。青森県市長会に県の部長が来て広域連合をつくると、県も協力しますということで説明したものですから、私はもうてっきり県が入る広域連合だと思い込んでおりましたら、事務的な準備を手伝っているということでもあります。それにしても一部事務組合よりも規模の大きいものになりますから、財政支援等が当然国・県からもあるわけですので、そういう立場でありますから、一部事務組合の大型だと思っていただければ、すっきりとおわかりいただけると思います。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第86号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第86号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

ここで昼食のため午後1時まで暫時休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議録署名議員の追加指名

○議長（宮下順一郎） この際、会議録署名議員が不在となりましたので、会議録署名議員を追加指名いたします。

12番村川壽司議員を指名いたします。

議案第87号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第8 議案第87号 青森県消防補償等組合規約の全部変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第87号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第88号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第9 議案第88号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合の解散についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第88号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第89号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第10 議案第89号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

せん。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第89号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第90号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第11 議案第90号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第90号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

議案第91号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第12 議案第91号 市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第91号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

議案第92号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第13 議案第92号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第92号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よ

って、議案第92号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第92号はこれに同意することに決定いたしました。

議案第93号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第14 議案第93号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第93号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第93号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第93号はこれに同意することに決定いたしました。

議案第94号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第15 議案第94号 平成18年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、14番澤藤一雄議員。

(14番 澤藤一雄議員登壇)

○14番(澤藤一雄) 補正予算の農林水産業費、これは銀杏木地区の造林事業費でございますが、この事業の内容についてお尋ねいたします。樹種、あるいは林齢、そして将来の採算見通しについてお尋ねいたします。

もう一点、第9款消防費でございます。下北地域広域行政事務組合に対する負担金、これは大畑消防署の用地の関係でございますが、この位置がどこなのか、そして地質調査の結果がどうだったのか、そして面積、それから地権者等の人数についてお尋ねします。よろしくをお願いします。

○議長(宮下順一郎) 総務部長。

○総務部長(齋藤 純) 下北地域広域行政事務組合に対する負担金の部分についてお答えいたします。

これは、大畑消防署の建設用地の関係でございます。今年10月にボーリング調査を実施してございます。実施の結果、ここの土地については問題なしという結論が出ております。

場所についてでございます。国道279号の大畑バイパス、ガソリンスタンドがございます。あの手前の方を予定地として選んでございます。地権者は、2名の方となっております。2筆で約4,000平米。この負担金の70万3,000円は、この2筆の土地に係る鑑定料でございます。

以上でございます。

○議長(宮下順一郎) 経済部長。

○経済部長(佐藤純一) 銀杏木、穴畑平地区公園造林事業の造林費の内容についてお答えいたしま

す。

銀杏木地区が既決予算で計上しております除伐面積8.23ヘクタールに、さらに0.24ヘクタール追加したことによりまして、24万2,000円の委託費が増加になりますことと、今回新たに穴畑平地区で10.6ヘクタールを除伐するための委託費169万1,000円と合わせまして、その補正額193万円が内訳となっております。樹種は杉でございますが、除伐でございますので、3 齡級から4 齡級というふうなことでございます。まだ若い木でございます。

以上でございます。

○議長(宮下順一郎) 14番。

○14番(澤藤一雄) 消防署の用地につきましては、ボーリング調査をしたわけでございまして、問題ないということでは了解いたします。

今の経済部長の答弁ですけれども、随分杉の価格が安くなってございまして、採算がとれないというような状況になっております。そうした中で、3年、4年の若い林齢の杉が、つい3年、4年前に植えつけられたのかなという思いがありまして、杉人工林、大体50年を経過しないと販売できないというような環境にあるわけでございますが、こうした杉の人工林がこれからも植林されていくのか、そして将来にわたって採算をどのように見込んでいるのかお尋ねいたします。

○議長(宮下順一郎) 経済部長。

○経済部長(佐藤純一) 澤藤議員のお尋ねが何齡級かというお尋ねだったものですから、3 齡級から4 齡級とお答えいたしました。それは、3年から4年ではなくて、12年から16年でございますので、もう既にそのくらい経過しております。

それから、杉の樹種の選定にしましても、旧川内町時代に既に、十四、五年前に植林されたものでございます。現在非常に杉の値段が、外材がまだ入ってきてございまして、私どもの分収林あるい

は部分林でも、実際50年、60年たって今伐採しても、手元に残るお金がない状況でございます。市内にある部分林組合は、既に伐期に達していながら、それを切ることを決断するのがなかなか組合の中でもいろいろな意見があるようでございます。今後は、杉についても国、林野庁の方でも、今度は混交林なり広葉樹についていろいろ検討しておるようでございます。私どももそういうふうなことを見定めながら、皆さんと今後の樹種については、そのような方向でまいついていきたいと考えておるところでございます。

○議長（宮下順一郎） これでは澤藤一雄議員の質疑を終わります。

次に、42番千賀武由議員。

（42番 千賀武由議員登壇）

○42番（千賀武由） 議案第94号の平成18年度一般会計補正予算について、2点だけお聞きしたいと思います。

まず、16ページの消防費でございます。私もこの建設予定地、そして地質調査等を聞く予定でございましたが、澤藤議員と同じ内容でございますので、この点については理解いたしました。

それで、消防費の中の大畑消防署の改築事業につきまして、議案第96号の資料に平成19年度から平成21年度までとうたってございますが、平成19年度から平成21年度までで完成を見るということで理解してよいのかお尋ねしたいと思います。

それと、17ページの教育費でございますが、工事請負費の中に大湊中学校火災復旧事業費が計上されてございます。これは、早い復旧を願いたいと思うところでございますが、この火事の原因は判明したのかお尋ねしたいと思ひますし、また各学校に安全管理等についての注意、指示はきちんとおこなわれているのかお聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 大畑消防署建設予定地に係るお尋ねについてお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、今回の負担金は土地鑑定に係るものでございます。この土地鑑定につきましては、今年度中に実施いたしまして、それに基づいて平成19年度に土地購入の予算を組むと、そういう形になります。先ほど千賀議員からお話がありましたように、その年度の計画で実施する予定にしております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 千賀議員の教育費、中学校費の中の大湊中学校火災復旧事業にかかわるお尋ねにお答え申し上げます。

火災原因につきましては、きょう現在、大湊消防署、むつ警察署に確認いたしましたところ、ともに不審火の処理をいたしてございます。現在のところ原因の特定には至っておりません。よって、現在も調査中であり、原因の特定できない状態にございます。推定及び断定するには、まだ要因としては定かなものがないとの報告をいただいております。

2点目の各学校等への火災の対応、また安全管理につきましては、校長会、教頭会等を通じ、また文書指示をいたしておりますので、その点についてはきちんとした対応をとっているつもりでございます。

○議長（宮下順一郎） 42番。

○42番（千賀武由） ありがとうございます。

消防庁舎につきましては、震度5ぐらいの地震が来ますと、市長が何回も言っているように、市役所の本庁舎と同じく、恐らく大畑の消防庁舎もつぶれてしまうのではないかという危険な庁舎だと私は思っております。一年でも早く完成するようお願ひしたいと思ひます。

大湊中学校については、理解いたしました。そ

れでも、今後とも安全管理等について、委員会として指導徹底を図っていただきたいと思います。

終わります。

○議長（宮下順一郎） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

次に、20番横垣成年議員。

（20番 横垣成年議員登壇）

○20番（横垣成年） 千賀議員とちょっとダブるお尋ねであります。私も大湊中学校の火災原因というのはどこにあったのかなというのをお聞きしたかったのですが、今は不審火だというふうな方向であるということであります。私は今もってそういう形の原因しか把握できないというのは、それなりにそこを管理する者の姿勢も少し問われるかなというふうなことを今答弁を聞いて感じたのであります。すべて原因があって結果があるのであります。何かそのところの原因を特定したくないような流れがあるやにもちょっと思ったりもしますので、こういう変な疑問を抱かせない意味でもしっかりと原因を早期に明確にしたいというふうに思うのであります。そこをまずお聞きしたいということ。

それと、やはりその責任、そのところはそのような形で対処したのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 先ほど千賀議員にもお答えいたしましたように、内容的には大湊消防署、むつ警察署に確認いたしましたところ、いわゆる原因が定かでない、はっきりしたものがないということで不審火扱いということでございます。原因は、現在のところも特定に至ってございません。よって、現在も調査中であり、原因が特定できておりませんというご回答をいただいております。

学校の安全管理につきましては、常々校長以下

職員一丸となっているところでございますが、これらの火の問題につきましては、私ども出火後は消防または警察署にこの原因の特定をゆだねるのが定まりでございまして、うちの方の管理が、またその管理不行き届きを隠しているようなことは一切ございませんので、よろしくと思っております。

また、指導等について、また安全管理につきましては、重々常日ごろ各所属に対して徹底を図っているところでございまして、決して疑念を持たれるような中身となっているものではなく、あくまでも警察、消防のご判断により、我々がまたとるべき体制も固まるのではないかとと思っております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 20番。

○20番（横垣成年） これから消防の方の調査結果を待つというふうなことであります。今回この補正予算で、その火災によって被害を受けた部分が修理されてしまうのであります。結局新しく塗りかえられてしまうわけですから、そういう意味では原因を特定するという作業は、もう修理の後には難しくなりますよね。そういう意味では、どういう形で、これは消防署の判断に任せるということであります。消防署はどのような形でその原因をこれから……

○議長（宮下順一郎） 消防署と警察署の今調査中だそうですので、消防署だけではありませんので。

○20番（横垣成年） その原因をきちっと、市としても特定して、今後そのようなことがないようにやっぱり対処するべきではないかなと思えます。例えば生徒がそのような原因の一つになり得る可能性というのはあったのかどうか、例えばたばこだとか、そういうものの、そういったところもちょうと……

○議長（宮下順一郎） 横垣議員、議長からお願い

いたします。子供たちの部分もございますので、慎重にご発言を、憶測等と呼ばますので、ご発言にはご留意をしていただきたいと強くお願いいたします。

○20番（横垣成年） 私も大変つらいのでありますけれども、ただやはりしっかりそういうのは究明しないことには今後の対策は打てないということで、ぜひお願いします。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 先ほど宮下教育部長が答えたとおりでございますけれども、10月26日ということでありまして、ちょうど文化祭が終わった後のことであつたわけでございます。そういうことで、当日は文化祭の反省会をやろうと、反省会というのは、要するに子供たちですから、まじめな生徒会を中心としての反省会ということでございますが、それが終わりましたら、文化祭で使いたろうそくとか、あるいはライターとか、着火材とかというふうなものが、まだ生徒会室の中に、棚に積み込まれておつたというふうなことで、要するにすぐ発火できるような状況にあつたということは、やはり管理責任といひましようか、そういうことは十分問われるべきだろつと思つております。

なおかつまた、子供たちに対しまして、全校集会を通しながら、今後やはり先生方も当然でありますけれども、生徒自らも事故防止、あるいはまた安全確保に努めていこうではないかというふうなことで確認し合つたわけでございます。その後子供たちに対して、発生したことに気がつかなかつたかどうかについてもアンケート調査などをしまして、自由に記述させたわけでございますが、それをもとに精査しましたけれども、具体的に結びつくようなことは出てこなかつたというふうなことでございます。

この事実につきましても、警察あるいはまた大

湊消防署の方に届けておるわけでございます、総合的に警察あるいはまた消防署、そしてまた子供たちからもある程度の事実を確認しているところでございます。

基本的には、ひよつとしたらというふうなことで、そういうことが誘因されるような要素をやつぱり完全に隔離しておくということが大事なことだろつと思つておりますので、先ほど申しましたように、校長会あるいはまた教頭会、いろんな場面におきまして、学校行事が終わつた後の後始末等について十分留意するように指導しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第94号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となつております議案第94号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よつて、議案第94号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。20番横垣成年議員。

（20番 横垣成年議員登壇）

○20番（横垣成年） 議案第94号 平成18年度むつ市一般会計補正予算に対し、反対討論をいたします。

本案は、児童手当の拡充、大湊中学校火災復旧事業など、市民生活に直結する予算が計上されております。しかしながら、本庁舎移転基本計画審議会費として108万2,000円が計上されております。本庁舎移転基本計画審議会は、市民のほとんどが疑問と不安を持っている新庁舎建設を推進するものであります。新庁舎建設は、26名という半数に

届くほどの議員が反対したものであり、もっと市民の新庁舎建設の是非を含めた声を聞き、進めるべきことを提案し、本案に反対いたします。

議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これより議案第94号 平成18年度むつ市一般会計補正予算の採決に入ります。

議案第94号についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者41人、起立しない者10人）

○議長（宮下順一郎） 起立多数であります。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

議案第95号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第16 議案第95号 平成18年度むつ市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、10番濱田栄子議員。

（10番 濱田栄子議員登壇）

○10番（濱田栄子） 議案第95号 平成18年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてお尋ねいたします。

大幅な減額といたしまして、歳出の方で介護予防サービス給付費というのが2億6,600万円、その他介護予防サービス計画費と介護予防に関する減額が大幅に出ておりますが、これはどういう事業が減額されたのかお聞きいたします。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

新予防サービスにつきましては、議員もご承知のとおり、平成18年度から新たに始まりました事業でございます。本予算編成に当たりまして、国の見込みでは、軽度者の多くは要介護から要支援へ移行するであろうとのことでありましたので、それに基づいて要支援の方々に対する給付である介護予防サービス給付費等の予算を見込んで計上したものでございます。しかし、今現在の経過を見ますと、要支援への移行が思ったほど進まず、要介護に残ったままの方が多く状態となっていることから、要介護に係る居宅介護サービス給付費等の方に同じ給付費の中で予算を組み替えるというものでございます。

このように予想を下回った要因を申し上げますと、一つには、平成18年の4月から新予防給付が開始されたわけでありまして、本市の場合は準備等の関係から、3カ月おくれの本年7月から開始したこと、二つ目には、要介護1から要支援2への移行率を全国的には70%から80%であるとのことでしたので、本市の場合は75%と設定いたしました。予算を計上いたしましたが、実際には平成17年度末と比較いたしまして、10月末時点で約21%の移行率にとどまっていること、三つ目といたしましては、要支援者のうち実際に利用している方は60%ほどであり、またその利用状況も限度額の30%ほどにとどまっていることなどが主なものであるというふうに分析をいたしております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 10番。

○10番（濱田栄子） そうしますと、特別新たな施策をしなくても、要介護の方に進む方が予想より少なかったということでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。議員ご認識のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 10番。

○10番（濱田栄子） 今高齢者の方の最期の終わり方ということで、PPKとNNKというのがお話にあるそうです。PPKというのは、ぴんぴんころり、NNKというのは、ねんねんころりだそうです。どちらかという、皆さんPPK、ぴんぴんころりを希望しているということです。要介護サービス事業、旧大畑町としては、老人福祉センターを介護予防支援事業ということで開始した経緯がございます。要介護にならないため、介護度が進まないための新たなメニュー等についても、来年度については企画等はあるのでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

まず、要支援者のうち、新しい新予防サービスということで、例えば筋力向上トレーニングとか、これは転倒予防教室等が入るわけなのですが、そのほかに栄養改善指導等、現在これらの事業を新予防サービス事業として実施してございます。そのほかに、これは来年度のことになりますが、口腔ケア等も、例えばこの口腔ケアと申しますのは歯磨き指導とか、義歯等の調整、これらの指導も事業の中に組み込んでまいりたいと、このように今現在では考えてございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

次に、14番澤藤一雄議員。

（14番 澤藤一雄議員登壇）

○14番（澤藤一雄） 1点だけお尋ねをいたします。

最近マスコミで介護保険料の不正請求の報道がたびたびされておりますが、これのチェック体制がどうなっているのか、そして不正請求等がないのかについてお尋ねいたします。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

まず、介護保険制度におきます保険給付の請求についての流れを若干申し上げたいと存じます。これにつきましては、議員ご承知のことと存じますが、まず事業者が利用者にサービスを提供した後に利用料の1割負担分を除く9割について、国保連合会を通じまして保険者に請求する流れとなっております。国保連合会では、事業者からの請求について、毎月市町村データとの突合によりチェックをして、そして連携をして、その機能を果たしているという状況でございます。また、給付管理表といしまして、介護支援事業所のケアマネジャーの作成する月単位の計画が国保連合会へ提出されますので、サービス事業所が実績に基づいて請求するものと整合しなければ給付費は支払われない仕組みとなっております。このほか、国保連合会を通さないものといしましては、福祉用具購入費や住宅改修費といった償還払い方式の給付がございます。これらにつきましては、可能な限り事前の審査の方法をとりまして、その内容等についてチェックを行ってございます。不正請求や指定基準違反等に対しましては、各都道府県が指導監査を行っておりまして、事業所に立入調査をしております。参考まで申し上げますけれども、全国の介護保険スタート時の平成12年4月から平成17年12月までの間における指定の取り消し処分になった事業所は362事業所に上っております。

また、今年度からは、制度改正に伴う地域密着型サービスの創設によりまして、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームということですが、これに関する権限が市町村に移譲されてございます。これにつきましては、当然に私どもの方に移譲されてございますので、指導監督することになりますことから、これらの指導等には万全を期したいと、このように考えてござい

ます。

なお、介護保険につきましては、国保の診療報酬のような診療報酬明細書、いわゆるレセプトと申しますけれども、この請求に基づくものではなく、あくまでも磁気媒体、あるいは電送でのやりとりとなっておりますので、申し添えておきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） これでは澤藤一雄議員の質疑を終わります。

以上で議案第95号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第95号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第96号～議案第104号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第17 議案第96号 平成17年度むつ市一般会計歳入歳出決算から日程第25 議案第104号 平成17年度むつ市用地造成事業会計決算までの9件を一括議題といたします。

質疑に入る前に、議案第96号から議案第104号までの平成17年度むつ市各会計決算に対する監査委員の意見を求めます。代表監査委員。

（菊池十皿夫代表監査委員登壇）

○代表監査委員（菊池十皿夫） 平成17年度むつ市一般会計等歳入歳出決算及び各種基金の運用状況について、審査の結果をご報告いたします。

今回審査に付されましたむつ市一般会計、むつ市国民健康保険特別会計、むつ市老人保健特別会計、むつ市下水道事業特別会計、むつ市公共用地取得事業特別会計、むつ市介護保険特別会計、むつ市魚市場事業特別会計、むつ市簡易水道事業特別会計及びむつ市用地造成事業会計にかかわる歳入歳出決算書、附属書類並びに各種基金運用状況を示す書類の計数は、いずれも関係証拠書類と符

合しており、正確でありました。

また、予算の執行は法令に準拠して、適正かつ効率的に執行されており、財産の管理等についても適正であると認められました。

審査の意見につきましては、既にお手元に配布の平成17年度むつ市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書のとおりでありますので、ご審議の参考にしていただきたくお願いを申し上げまして、決算審査のご報告といたします。

○議長（宮下順一郎） これでは監査委員の意見を終わります。

これより質疑に入ります。

ただいま議題となっております議案9件のうち、議案第96号に対して質疑の通告がありますので、発言を許可します。20番横垣成年議員。

（20番 横垣成年議員登壇）

○20番（横垣成年） 議案第96号 平成17年度むつ市一般会計歳入歳出決算についてお尋ねさせていただきます。

大きく分けて3点ありますが、まず平成17年度のこの決算、5億円ぐらい赤字が当初より減ったという、この大きな原因というのはどこにあるのかというのをお聞きしたいと思います。

2点目でありますが、皆さんもご存じのように、夕張市が財政再建団体の指定を受けたということで、それを受け、今国の方、総務省は、新たな指標を検討しているそうです。それで、ぜひお聞きしたいのが、平成17年度決算で地方債、一時借入金、これの残高は幾らになるのか。また、新たな指標の一つとして今検討している市が出資する第三セクター、公社などの債務残高というのは平成17年度決算で幾らになるのかお聞きしたいと思います。

あと、最後一緒に添付されました赤字解消計画についてであります。事前に出していた質疑項

目の最後の方を削らせていただきます。ちょっと私誤解がありました。前の方であります、新庁舎の分も、この新しい赤字解消計画は含んでいるのかどうかということです。次が、財政シミュレーションを合併する前に渡されて、これで合併すれば財政がそのようになると、楽になるというふうなことを説明されて渡された、このシミュレーションと違うようなところは、大体大きなところでいいのですが、どういったところになっているかということ、以上をお聞きしたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） それでは、ただいまのお尋ねにお答えいたします。

まず、平成17年度の赤字が減った大きな要因は何かということでございます。提案理由でも述べておりますように、歳入におきまして、昨年日本海側を中心とした豪雪災害がありましたが、この影響等により、見込みよりも特別交付税が1億3,600万円ほどの減額となったということがございます。ただ、使用済燃料中間貯蔵施設に係る電源立地等初期対策交付金、2期分ですが、この前倒し交付で2億円、大雪に対する市町村道除雪補助金で5,800万円、平成16年度の老人保健特別会計等の繰替金に対する繰入金、これが約6,300万円など、歳入全体で約1億9,400万円の増額となったものがあります。

それから、歳出の方ですが、除排雪経費が計画額より約1億7,000万円上回ったものの、人件費の方が中途退職者の不補充等で約9,600万円、物件費では内部経費の節減等で約8,000万円、繰出金では下水道事業特別会計における平準化債の活用によりまして、このような財源対策等で約1億9,600万円、普通建設事業費では、大畑消防署建設予定地の再検討や事業費の確定等で約1億6,300万円など、歳出全体で約3億5,700万円の減

額となったことによりまして、歳入歳出を合わせますと、差し引き5億5,100万円の改善につながったというものでございます。

続きまして、夕張市の再建団体といったようなことでのお尋ねでございますが、夕張市の再建団体を受けて、総務省が検討している新たな指標につきましては、現在総務省で新しい地方財政再生制度研究会を開催し、早期是正機能の導入・強化の具体的あり方及び債務整理、財政措置、移行プロセスを含めた再生スキームの具体的検討をしているところでありまして、普通会計と公営企業会計を含めた新たなフロー指標、さらに土地開発公社、第三セクターを含めたストック指標等というようなものを考えているようでございます。

次に、平成17年度の決算で地方債の残高ということでございますが、361億1,845万6,000円ということで、当然一時借入金残高はございません。その年度内に返しますので、残高は生じませんということでございます。

また、市が出資する第三セクター、公社などの債務残高につきましては、財団法人むつ市教育振興会はありません。社団法人むつ市脇野沢農業振興公社が4,145万円、むつ市土地開発公社が8,000万円となっております。

次に、赤字解消計画についてでございますけれども、新庁舎の分も含んでいるかということでございますが、赤字解消計画には新庁舎整備事業費分も見込んでいるところでございます。また、財政シミュレーションと違った大きなところは何かということでございますが、合併協議会で策定しました財政計画、いわゆる財政シミュレーションにつきましては、平成16年度決算、あるいは決算見込額を基点として、財源対策等を人数や率で求めたものでありまして、赤字解消計画はより具体的に税制改正の動向や選挙費等、年度間により異なる財政需要等を加味したほか、事業費の連動し

た歳入のとらえ方を行うなど、より正確性を心がけたものとなっているものでありますので、若干違ってくるといえるのは、これは当然でございます。

なお、財政シミュレーション及び赤字解消計画において赤字の解消ができる見通しというのは平成23年度となっているところでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 20番。

○20番（横垣成年） 最初に平成17年度の赤字が減った大きな原因ということでお聞きしたのですが、私は聞いていて、やっぱり大きなのが抜けているなというのを感じたのであります。当然皆さんもご存じだと思いますけれども、今後の財政運営の見通し、平成17年度から電気料金の還元措置をやめた場合と、そのまま続けた場合ということで、これがあって平成17年度から大幅な財政の改善があったのではないかなというのを私は思うのであります。そこら辺再度、それが全然効果がなかったのかどうかというのを確認させていただきたいと思っております。その還元金をやめたおかげで、平成16年度1年間やって大体3億5,000万円ぐらいでしたか、それがそっくり財政の方に入って、かなりよくなったのではないかなと私は思っていたのであります。それが出てこなかったことで、そこら辺の絡みはどうなのかということと、もしこういうのが特に平成17年度の決算に影響がなかったのであれば、ぜひ電気料金の還元というの、また今後見据えることはできないものかどうか、ここはぜひ市長に判断してもらいたいなと。というのは、電源三法交付金が増えても、市民には余りメリットがないという声は私の方にもたくさん届いておまして、確かにいろんなものはできますけれども、市民には余りメリットがないというふうな声がありますので、そこら辺お聞きしたいなというふうに思います。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） お答えいたします。

電気料金の還元は1年で、2年目はやらなかったわけでございますけれども、約3億5,000万円ぐらいは、もしやっていたら、その分は当然これから引かれるということになると思っております。その分の効果は、ないものをやるわけにはいきませんし、当然それだけの効果はあるといったことで、あるというよりも、やらざるを得なかったというのが正直かもしれませんが、そういう形で、今この数字の中には、当然その分は入ったのシミュレーションになっております。今そうなるというのは、その還元をやめる、やめないの時点では、このシミュレーションは今の実態はわかりませんので、その時点でどこに財源対策を求めるかという苦渋の策だったということをご理解いただきたいと思っております。

今後のことにつきましては、これからのシミュレーションの状況、これは毎年変わっていくものと思っておりますし、単純に電源三法交付金だけではなくていろいろ要素、地方交付税が減額される分、そのほかいろいろ要因がございます。もっとも依存財源が非常に多いことでございますから、その要因がちょっと変動するだけでもかなり変わってくると。その辺を見きわめながら、今後皆様のご協力を得ながら、みんなで考えていかなければならない部分ではないかなということをご理解いただきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で平成17年度むつ市各会計決算に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第96号から議案第104号までの平成17年度むつ市各会計決算については、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の

うえ審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第96号から議案第104号までの平成17年度むつ市各会計決算については、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布してあります決算審査特別委員会委員名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布してあります決算審査特別委員会委員名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで決算審査特別委員会正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午後 1時55分 休憩

午後 2時08分 再開

○議長(宮下順一郎) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま開かれまして決算審査特別委員会において、委員長に柴田峯生議員、副委員長に濱田栄子議員が選任されましたので、ご報告いたします。

報告第24号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第26 報告第24号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

報告第24号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

報告第25号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第27 報告第25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成18年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第25号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第25号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第25号は承認することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長(宮下順一郎) 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明12月8日は常任委員会、決算審査特別委員会のため、12月11日は議事整理のため、また12月12日及び13日は決算審査特別委

員会のため休会したいと思います。これにご異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よ
って、明12月8日は常任委員会、決算審査特別委
員会のため、12月11日は議事整理のため、また12月
12日及び13日は決算審査特別委員会のため休会す
ることに決定いたしました。

なお、12月9日及び10日は休日のため休会とし、
12月14日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時11分 散会